



みやぎ税務会計事務所通信

◀ 2024年4月 ▶



税務の話題

「定額減税」について

3月中旬、税務署より【「定額減税」パンフレット】が届いたことで皆さまより、お問い合わせを多くいただいております。
本紙 2024年1月号でご案内をいたしました、減税の話題です。
正式な発表を受け、今月は制度の内容と必要な対応をご案内いたします。

この「事務所通信」もついに7年目に入りました！
ファイリングされた全号を見せていただくこともあり、そのたびに、皆さまに支えられて発刊を続けられていることを実感します。
これからも、あたたかく受け入れていただくと大変嬉しいです…！



「定額減税」をヒトコトでいうと！

令和6年は **所得税3万円** ・ **住民税1万円** が減額されます！
(本人と扶養親族1人につき)

「定額減税」ってどのように減税されるの？

所得税3万円 給与を受ける方：令和6年6月以降の給与（賞与）の源泉所得税を減額
事業所得等の方：第1期の予定納税額から減額

住民税1万円 特別徴収の方：令和6年6月分の徴収が無くなります
(7月～翌年5月まで11か月で徴収)
普通徴収の方：第1期の税額が減額されます

「定額減税」で対応することは？

所得税3万円 給与を支払う事業者の方は、5月中に準備が必要です。
詳細は 本紙裏面でご案内しております。必ずご確認ください。
事業所得等の方は、予定納税額から減額されるのはご本人分のみ、
扶養されるご家族分は確定申告で精算します。

住民税1万円 市区町村で計算され、例年通り、納税通知書が届きます。
対応は不要です。



給与を支払う事業者の方は、6月以降の源泉所得税に関係してきます！
ちょっと大変そうな今回の減税策…早めに心の準備(!?)と実際の準備をして、乗り切りましょう！
税務署からパンフレットが届いた方は、準備が必要と思われます。必ず裏面をご確認ください！

